

2021（令和3）年2月26日

消費者庁

長官

伊藤明子 殿

一般社団法人日本新聞協会
販売委員会

委員長 佐熊龍治

特定商取引法改正についての意見

貴庁が進めている特定商取引法改正について、当委員会は以下のとおり意見を表明します。

貴庁においては現在、特定商取引法改正案を検討し、消費者に交付する契約書面や消費者からのクーリング・オフ通知のデジタル化を可能とする内容を盛り込み、今国会に提出する予定だと聞いています。

社会全体のデジタル化は、新型コロナウイルス感染症の対策の一つともなり、当委員会としても反対の立場ではありません。しかし、デジタル化に伴って消費者・事業者双方にとって混乱を招くような制度設計は、かえってトラブルを生じかねません。事業者側の意見を十分に聞き、慎重に検討するよう求めます。

契約書面のデジタル化については、消費者団体などからも、十分な議論がなされておらず法改正は拙速との意見が出されています。この点は事業者にとっても同様です。そもそも契約は消費者と事業者の合意によって成り立つものであり、関係者の意見を十分に聞き、合意形成を図ることで、安定的な法執行が可能となると考えます。

クーリング・オフ制度は、消費者に冷静な判断期間を確保し、契約後一定期間は消費者が無条件で申し込みの撤回・契約解除を行うことができるという、消費者に一方的かつ強力な権利を付与したものです。クーリング・オフ通知の電子化を認めることで、消費者の権利をより強固にする一方、契約者本人の意思表示であることの確認がより複雑化する可能性も生じます。クーリング・オフ制度においては受動的な立場となる事業者にとっては、契約の成否にかかわるものであり、このような懸念が払しょくされるよう慎重な検討が必要です。

少なくとも契約書面とクーリング・オフ通知の電子化については、いずれも、消費者（読者）が電子化の対応を望んだとしても、事業者（新聞販売店）が、電子化に対応できない場合は、契約書面やメール通知の電子化を義務として強制されることはなく、書面による対応ができることを制度上明記するよう求めます。

法改正によって新聞業を含めた営業現場や消費者に混乱がもたらされ、「商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑」（特商法第1条）にするとの法の目的を損なうことがあってはなりません。関係者の意見を十分に聴取することで合意形成に努め、議論を積み重ねたうえで消費者保護と契約の不安定性の回避がともに図れるよう求めます。

以上